

平成25年5月30日

財 政 部
市 民 部
保 健 福 祉 部
上 下 水 道 局

盛岡市市税条例に準じた延滞金の取扱について

1 改正の趣旨

市税に係る延滞金の例に準じ、分担金、使用料、手数料等の市税外歳入、下水道事業に係る受益者負担金並びに介護保険及び後期高齢者医療の保険料に係る延滞金の特例措置に係る割合を改めようとするものである。

2 改正の内容

(1) 特例基準割合の定義の改正

市税の例に準じて延滞金の特例措置において用いてきた特例基準割合の定義を改める。

【改正前】 各年の前年の11月30日を経過する時における商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合

【改正後】 各年の前々年の10月から前年の9月までの各月において銀行が新たに行った貸付（貸付期間が1年未満のものに限る。）に係る利率の平均の合計を12で除して計算した割合に、年1パーセントの割合を加算した割合

(2) 延滞金の割合等の特例の改正

延滞金の特例措置に係る割合を改める。

ア 分担金、使用料、手数料等の市税外歳入、下水道事業に係る受益者負担金及び介護保険の保険料の延滞金の割合

【改正前】

区分	特例基準割合が7.25%以上	特例基準割合が7.25%未満
納期限の翌日から1月を経過する日までの期間	7.25%	各年の特例基準割合
上記の日以後の期間	14.5%	

【改正後】

区分	特例基準割合が7.25%以上	特例基準割合が7.25%未満
納期限の翌日から1月を経過する日までの期間	7.25%	各年の特例基準割合+1% (上限7.25%)
上記の日以後の期間	14.5%	各年の特例基準割合+7.25%

イ 後期高齢者医療の保険料の延滞金の割合

【改正前】

区分	特例基準割合が7.3%以上	特例基準割合が7.3%未満
納期限の翌日から1月を経過する日までの期間	7.3%	各年の特例基準割合
上記の日以後の期間	14.6%	

【改正後】

区分	特例基準割合が7.3%以上	特例基準割合が7.3%未満
納期限の翌日から1月を経過する日までの期間	7.3%	各年の特例基準割合+1% (上限7.3%)
上記の日以後の期間	14.6%	各年の特例基準割合+7.3%

3 施行期日

平成26年1月1日